

学校感染症と出席停止期間について

◆下記の学校感染症にかかった場合は、「出席停止扱い」になります。

分類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ラッサ熱、ペスト、南米出血熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) 中東呼吸器症候群(MARS コロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ(H5N1 または H7H9) 指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	治癒するまでが望ましい
	腸管出血性大腸菌感染症	有症症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

（学校において予防すべき感染症の解説より）

※その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症など）は、群馬県では出席停止感染症に指定していません。【「出席停止扱い」にはなりません】